

## ご契約に関する重要事項

### ◆電気料金メニュー・単価表

※ 料金単価には、消費税等相当額（10%）を含んでいます。

※ 低圧特別約款（料金表）「アクアECOプラン」の他、あわせて契約される契約種別の「ご契約に関する重要事項」もご確認ください。

## アクアECOプラン

ほくリンク 会員限定

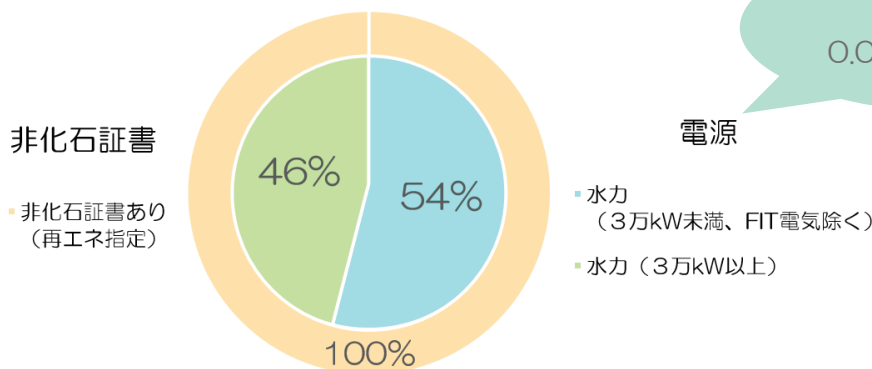
- ・水力電源 100%の電気をお届けする、CO<sub>2</sub>排出量ゼロの価値を付加した電気料金メニューです。
- ・現在お使いの電気料金メニューとあわせてご契約いただくことで、お使いの電気のCO<sub>2</sub>排出量がゼロになります。



エコマーク認定プラン  
19507001

### ■2021年度のアクアECOプラン電源構成・非化石証書使用状況（計画値）

2021年4月1日～2022年3月31日  
（内側円：電源構成 外側円：非化石証書）



※FIT電気とは再生可能エネルギーの固定価格買取制度のもと、調達した水力・太陽光・風力等の電気をいいます。

2021年度の実績値につきましては、確定次第当社ホームページにてお知らせいたします。

ご加入条件	ほくリンク会員のお客さまで当社が指定する電気料金メニューにご加入のお客さま
対象メニュー	使っておとくライト、従量電灯ネクスト、節電とくとく電灯、くつろぎナイト12、高負荷率電灯、エルフナイト8、エルフナイト10、エルフナイト10プラス、低圧電力ネクスト、低圧電力Ⅱ、低圧季節別時間帯別電力
申込方法	ほくリンク会員サイトからお客さまご自身でお申込みください。

### ■ご加入にあたっての注意事項

- 「アクアECOプラン」へご加入のお客さまへは、毎月の検針結果は当社会員サービス「ほくリンク」にてご案内いたします。ペーパーレスの観点から紙面でのお知らせは発行いたしません。

### ■アクア特約額について

アクア電力量（お客さまがご契約の電気料金メニューのひと月の使用電力量）に応じて算定したアクア特約額を、お客さまがご契約の電気料金メニューのひと月の電気料金に加算します。

アクア特約単価	単位	料金単価
	アクア電力量 1kWhにつき	2.20円

「ご契約に関する重要事項」はこちら



$$\text{アクア特約額} = \text{アクア電力量} \times \text{アクア特約単価}$$

### ◆販売事業者



小売電気事業者登録番号 A0271  
富山市牛島町15番1号  
<http://www.rikuden.co.jp>

○お引越し・ご契約に関するお問い合わせ・申込みは 0120-776453（月～土/9時～20時 祝日・年末年始除く）  
○「ほくリンク」に関するお問い合わせは 0120-896950（月～土/9時～19時 祝日・年末年始除く）  
○停電・電気の設備（電柱・電線など）に関するお問い合わせは 0120-837119（24時間・北陸電力送配電）  
○その他のご相談、お問い合わせは 0120-167540（月～金/9時～19時 祝日・年末年始除く）



# ア ク ア E C O プ ラ ン

低 圧 特 別 約 款  
( 料 金 表 )

2021年10月1日 実施

 北陸電力株式会社



# 本 則

## 1 附帯契約種別

この低圧特別約款（料金表）のアクアE C Oプラン（以下「この料金表」といいます。）の附帯契約種別は、アクアE C Oプランといたします。

## 2 適用範囲

当社が指定する低圧特別約款（料金表）の契約種別のいずれか（以下「他の料金表」といいます。）により電気の供給を受け、かつ、お客さまがほくリンク会員（ほくリンク会員規約に同意のうえ、当社が運営するインターネットサイト等において提供するサービスの利用を申込み、当社が承認した方をいいます。）に該当する場合で、この料金表の適用を希望され、当社との協議が整った場合に適用いたします。

## 3 電源構成

(1) 当社は、この料金表による電気の供給に先立ち、この料金表により供給する電気が水力発電所で発電され、かつ、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用した電気で構成されるよう計画を策定し、その電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を算定いたします。

なお、非化石証書とは、一般社団法人日本卸電力取引所が運営する非化石価値を取引する市場において取引する非化石証書といたします。

(2) 当社は、供給した電気の電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を算定いたします。

(3) 当社は、(1)または(2)で算定した電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を、原則として、電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。

(4) 当社およびお客さまは、非化石証書に含まれる環境価値について、重複することなく適正に管理および使用するものといたします。

#### 4 料金の適用開始の日

5（料金）は、原則として、この契約が成立した日の直後の検針日（この契約が成立した日と検針日が同日の場合は、この契約が成立した日といたします。）以降に使用される電気にかかる料金から適用いたします。

なお、新たに電気を使用されるお客さまについては、「この契約が成立した日」を「需給開始の日」と読み替えるものといたします。

#### 5 料 金

各月の料金は、他の料金表によって算定された基本料金、基本使用料金または最低料金および電力量料金の合計から、この料金表以外の低圧特別約款（料金表）によって算定された割引額を差し引いたものに、(1)によって算定された1月のアクア特約額を加えたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

##### (1) アクア特約額

アクア特約額は、1月につき次により算定いたします。

アクア特約額 = (2)のアクア電力量 × (3)のアクア特約単価

##### (2) アクア電力量

アクア電力量は、他の料金表による需給契約の1月の使用電力量といたします。

##### (3) アクア特約単価

アクア特約単価は、次のとおりといたします。

アクア電力量1キロワット時につき	2円20銭
------------------	-------

#### 6 契約の解約

当社は、お客さまが2（適用範囲）に適合しなくなった場合、原則として、この契約を解約いたします。その場合、原則として、お客さまが2（適用範囲）に適合しないことが明らかになった日の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に解約するものといたします。ただし、お客さまが他の料金表による需給契約を廃止した場合は、需給契約が消滅した日にこの契約も消滅するものといたします。

## 7 契約の廃止

- (1) お客様がこの料金表による契約を廃止しようとする場合は、あらかじめ当社に通知していただきます。
- (2) この料金表による契約は、原則として、お客様が当社に通知された日の直後のお客様の属する検針区域の検針日に消滅するものいたします。ただし、お客様が他の料金表による需給契約を廃止した場合は、需給契約が消滅した日にこの契約も消滅するものいたします。

## 8 その他

- (1) その他の事項については、低圧特別約款（基本契約要綱）（以下「要綱」といいます。）および他の料金表を準用するものいたします。
- (2) 当社は、要綱18（使用電力量の計量）(5)における「お客様が希望される場合で当社が認めたときは、書面によりお知らせすることがあります。この場合、当社は、実費相当額を申し受けます。」にかかわらず、書面でのお知らせを発行いたしません。
- (3) 水力発電所の発電状況、この料金表の適用状況その他の理由によっては、当社は、アクア電力量の一部または全部を供給できない場合があります。この場合には、当社は、お客様に生じた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) (3)の場合で、当社が供給できなかったアクア電力量にかかるアクア特約額を既に申し受けているときは、当社は、当該供給できなかったアクア電力量にかかるアクア特約額に相当する金額を、お客様にお返しいたします。

## 附 則

### この料金表の実施期日

この料金表は、2021年10月 1 日から実施いたします。